

---

# 任期付職員募集（環境省釧路自然環境事務所）

---

## 1. 採用機関及び採用予定人数

---

環境省北釧路自然環境事務所 1名

---

## 2. 勤務地

---

北海道斜里郡斜里町ウトロ西 186-10 ウトロ自然保護官事務所

---

## 3. 公募の内容

---

任期の定めのある環境省職員「国立公園利用企画官」（行政職俸給表（一））として、採用します。

---

## 4. 職務の内容

---

知床世界自然遺産地域の大部分が含まれる知床国立公園において、外国人観光客を含む公園利用者の増加、公園利用環境の向上等のため、以下の業務に従事します。

- ①国内外に向けた国立公園利用のコンテンツづくりや受け入れ体制構築に向けた地域づくり、プロモーション業務
- ②ビジターセンター等の直轄施設の利用者のニーズに応えた活用方策を検討・実施するための業務
- ③知床五湖利用調整地区等における適正利用の推進に必要な地域資源に関する調査、管理方策の検討・実施に関する業務
- ④上記①～③に必要な連絡・調整や関係者間の会議参加・運営、等

---

## 5. 求める人材

---

以下の[1]～[6]を満たす者。

- [1] 環境社会学、地域社会学、コミュニケーション学、観光学などに関する知見を有すること
  - [2] 自然観光資源を活用した地域づくり、着地型観光商品の企画造成又は関係者間の合意形成などについて一定の経験を有すること
  - [3] 大学卒業後7年以上、短大卒業後10年以上又は高等学校・中等教育学校卒業後12年以上の業務経験（大学院での研究業務を含む。）を有すること
  - [4] パソコンを使った電子メールによる連絡、ワード・エクセル・パワーポイント等による文書等の作成などの事務能力を有すること
  - [5] 自動車の運転免許を有し、運転ができること（雪道運転や長距離運転を含む）
  - [6] 心身ともに健康で、採用予定期間（令和4年3月末まで）中、継続して勤務が可能なこと
- 

## 6. 採用期間

---

令和2年9月1日より令和4年3月31日まで（予定）

※採用時期は、若干前後する可能性があります。

※任期終了以降、勤務実績等を踏まえ任期延長の可能性もあります。

---

## 7. 応募資格

---

上記「5. 求める人材」参照。

この他、以下に該当する者は応募できませんのでご了承下さい。

- ・日本国籍を有しない者
- ・国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者

---

## 8. 応募締切

---

令和2年6月30日（火）（必着）

---

## 9. 選考方法

---

### 【第1次選考】

審査方法：書類選考

※ 第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

### 【第2次選考】

審査方法：釧路自然環境事務所にて面接による人物試験を実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面接の場所や実施方法を変更する場合があります）

※第2次選考の日時・場所等は、第1次選考を通過した者に通知します。また、第2次選考の結果は、第2次選考受験者全員に通知します。

---

## 10. 応募書類

---

### （1）小論文

「知床国立公園の自然観光資源の保全と活用によるインバウンド利用の推進に向けて、自身が貢献できること」について、1,600字程度で論述すること。

### （2）履歴書(写真貼付)

※ 連絡用に携帯電話及びEメールアドレスも記載のこと。

### （3）過去の業務経験一覧

※ これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述のこと。

---

## 11. 勤務時間及び休暇

---

### （1）勤務時間

8時30分から17時15分まで（昼休みは12時から13時まで）

7時間45分／日（週38.75時間）。

上記勤務は、必要に応じ残業があります。

## （2）休暇

週休2日（土・日）、国民の祝日、年末・年始のほか年次休暇、特別休暇（結婚、忌引等）があります。なお、週休日等にイベント等で勤務する場合は、休暇を振り替えることができます。

---

## 12. 応募書類送付先及び問い合わせ先

応募書類は、郵送又はEメールへの添付により、以下に送付して下さい。

〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階

釧路自然環境事務所 国立公園課

TEL 0154-32-7500

E-mail : NCO-KUSHIRO@env. go. jp

担 当 : 松尾

※ メールの送付に当たっては、件名に「任期付職員 応募」と記載してください。

※ 書類の送付に当たっては、封筒に「任期付職員 応募書類在中」と朱書きしてください。

---

## 13. 備考

- （1）給与等については、学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律に基づき決定されます。
- （2）採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただくことになります。
- （3）採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等への在籍証明書を提出していただくことになります。
- （4）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- （5）応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。